

店頭外国為替証拠金取引受託契約に関する重要事項説明書(個人顧客用)

本説明書は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面です。

当社の店頭外国為替証拠金取引は、当社とお客様が「店頭外国為替証拠金取引約款」に基づき相対で取引を行います。本説明書を良くお読みいただき、内容をご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失をこうむる危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、投資経験、取引の目的等に照らして、自己の責任において行ってください。

店頭外国為替証拠金取引説明書…P.1

店頭外国為替証拠金取引約款…P.19

店頭外国為替証拠金取引
リスク開示及び重要事項説明書…P.23

2020 年 3 月 18 日現在

1.

- ① 店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失をこうむる危険を伴う取引です。
本説明書を良くお読みいただき、内容をご理解ください。
- ② 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格変動により損失が生じることがあります。また、対象通貨の金利変動に伴い、スワップ金利が受け取りから支払いに転じることがあります。
- ③ 店頭外国為替証拠金取引は、取引金額が預託する証拠金の額に比して大きいいため、損失の額が預託した証拠金の額を上回ることがあります。
- ④ 外国為替相場の急変により、当社が提供するスプレッド（売値と買値の差）が拡大したり、取引する通貨によっては市場での売買高が少ない等の理由により意図した取引ができない可能性があります。
- ⑤ 取引システムまたは当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。これは第三者が提供しているソフトウェア等に起因するものも含まれます。
- ⑥ 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を以下の業者と行っております。

Phillip Futures Private Limited(監督官庁：シンガポール通貨庁、業務：金融先物取引業)

Saxo Bank(監督官庁：デンマーク金融庁、業務：銀行業)

なお、お客様から預託を受けた証拠金につきましては、FXクリアリング信託(株)における信託契約により、当社の自己資金とは区分して管理しております。

- ⑦ 取引手数料は無料です。ただし、売値と買値にスプレッドがあります。また、取引報告書の送付に手数料がかかります。詳細は『15 取引報告書の取り扱いについて』をご確認ください。
- ⑧ お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

⑨ 当社の取扱通貨は、日本円、米ドル、ユーロ、イギリスポンド、豪ドル、ニュージーランドドル、スイスフラン、カナダドル、南アフリカランド、トルコリラ、ノルウェークローネ、シンガポールドル、香港ドルの13通貨です。

<ミニ口座における取引可能通貨ペア（計24ペア）>

ドル/円 (USD/JPY)、ユーロ/円 (EUR/JPY)、ユーロ/ドル(EUR/USD)、イギリスポンド/ドル (GBP/USD)、ニュージーランドドル/ドル (NZD/USD)、豪ドル/ドル (AUD/USD)、ドル/スイスフラン (USD/CHF)、ドル/カナダドル (USD/CAD)、ユーロ/スイスフラン (EUR/CHF)、ユーロ/イギリスポンド (EUR/GBP)、ニュージーランドドル/円 (NZD/JPY)、スイスフラン/円 (CHF/JPY)、豪ドル/円 (AUD/JPY)、カナダドル/円 (CAD/JPY)、イギリスポンド/円 (GBP/JPY)、イギリスポンド/スイスフラン (GBP/CHF)、南アフリカランド/円 (ZAR/JPY)、トルコリラ/円 (TRY/JPY)、ユーロ/豪ドル(EUR/AUD)、ノルウェークローネ/円 (NOK/JPY)、シンガポールドル/円 (SGD/JPY)、香港ドル/円 (HKD/JPY)、ドル/香港ドル (USD/HKD)、ドル/シンガポールドル (USD/SGD)

店頭外国為替証拠金取引は、実際の取引額が証拠金額に比して大きく、為替レートや預託証拠金の額によりその比率は変動します。

⑩当社の維持証拠金は、平成23年7月25日以降、取引の額（想定元本）の4%以上（レバレッジ25倍以下）となるよう当社が算出し、毎週月曜日に設定更新を行います。

維持証拠金については、7ページ7項、8項、8ページ10項、11項、12項及び14ページ28項「店頭外国為替証拠金取引の専門用語」内【維持証拠金】を、また詳しい算出方法については、7ページ8項及び14ページ28項「店頭外国為替証拠金取引の専門用語」内【レバレッジ】をご参照ください。

お客様からのご注文の執行に係るスリッページ発生について

I. 顧客の注文時の表示価格を注文価格とし、受注後直ちに注文執行処理の手続きを開始し、約定できなければ失効する注文

当注文は、お客様が取引画面にて注文ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客様の注文を当社で受注した後の注文執行処理の手続きについては、受注した時の配信価格がお客様の注文価格と一致するか、当社が当社配信価格からの乖離に関する許容範囲を設定しているか否か、また、お客様が当該注文価格より有利及び不利な方向に許容範囲を設定しているか否か、などにより異なります。スリッページは、注文価格と約定価格の差になります。以下の参考例をご覧ください。

- ◇ 当社が当社配信価格からの乖離に関して設定する許容範囲は、当社配信価格と注文価格の関係により、『ディーラーレンジ (DR)』または『スリッページプロテクションレンジ (SPR)』といたします。なお、ディーラーレンジとスリッページプロテクションレンジは、常に同じ値となります。
- ◇ お客様が当該注文価格より有利及び不利な方向に設定する許容範囲は、『トレーダーレンジ (TR)』といたします。
- ※ なお、カウンターパーティにおける流動性の変動に併せて自動約定可能なロット数上限を当社で通貨ペアごとに設定しております。その上限を超える数量の注文に関しては上記の限りではございません。お客様の注文について、当社がリスクテイクできる場合にはリスクテイク時の当社配信価格で約定いたします。(その際は、お客様にとって有利な価格となる場合も不利な価格となる場合もございます。) また、カウンターパーティにおける流動性により約定できない場合には、当該数量で当社が約定可能な価格を再度提示いたしますので、当該レートでの約定をご希望の場合は、その約定を容認するか否かを尋ねるメッセージの OK ボタンをクリックしてください。

● お客様がトレーダーレンジを設定しない場合

買い注文 / DR=10, SPR=10

注文価格	当社配信価格	DR/SPR/TR	処理結果 (約定有無、約定価格)
	1.2360	DR=10 の範囲外	注文が拒否され、価格再提示の確認画面が表示される
	1.2355	DR=10 の範囲内	1.2345 (注文価格) で約定する
	1.2350	DR=10 の範囲内	1.2345 (注文価格) で約定する
1.2345	1.2345	レート変動なし	1.2345 (注文価格) で約定する
	1.2340	SPR=10 の範囲内	1.2345 (注文価格) で約定する
	1.2335	SPR=10 の範囲内	1.2345 (注文価格) で約定する
	1.2330	SPR=10 の範囲外	注文が拒否され、価格再提示の確認画面が表示される

- お客様がトレーダーレンジを設定し、その設定値が DR/SPR の範囲内にある場合

買い注文 / DR=10, SPR=10, TR=5

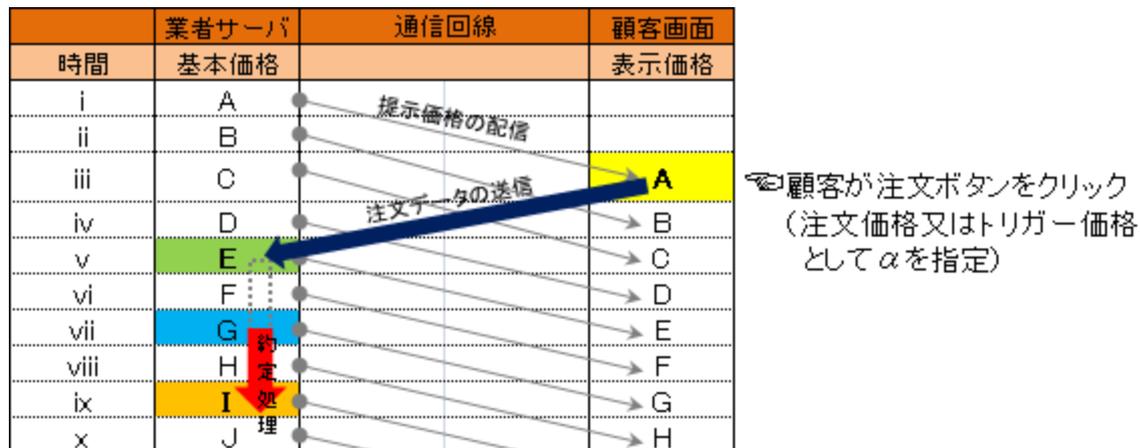
注文価格	当社配信価格	DR/SPR/TR	処理結果（約定有無、約定価格）
	1.2365	DR・TR の範囲外 DR=10 (1.2355~1.2365) TR=5 (1.2345~1.2350)	注文が拒否され、価格再提示の確認画面が表示される
	1.2360	DR・TR の範囲内 DR=10 (1.2350~1.2360) TR=5 (1.2345~1.2350)	1.2350 で約定する
	1.2358	DR・TR の範囲内 DR=10 (1.2348~1.2358) TR=5 (1.2345~1.2350)	1.2348 で約定する
	1.2355	DR=10 の範囲内	1.2345（注文価格）で約定する
	1.2350	DR=10 の範囲内	1.2345（注文価格）で約定する
1.2345	1.2345	レート変動なし	1.2345（注文価格）で約定する
	1.2340	SPR=10 の範囲内	1.2345（注文価格）で約定する
	1.2335	SPR=10 の範囲内	1.2345（注文価格）で約定する
	1.2333	SPR・TR の範囲内 SPR=10 (1.2333~1.2343) TR=5 (1.2340~1.2345)	1.2340 で約定する
	1.2330	SPR・TR の範囲内 SPR=10 (1.2330~1.2340) TR=5 (1.2340~1.2345)	1.2340 で約定する
	1.2328	SPR・TR の範囲外 SPR=10 (1.2328~1.2338) TR=5 (1.2340~1.2345)	注文が拒否され、価格再提示の確認画面が表示される
	1.2325	SPR・TR の範囲外 SPR=10 (1.2325~1.2335) TR=5 (1.2340~1.2345)	注文が拒否され、価格再提示の確認画面が表示される

- お客様がトレーダーレンジを設定し、その設定値が DR/SPR の範囲外にある場合

買い注文 / DR=5, SPR=5, TR=10

注文価格	当社配信価格	DR/SPR/TR	処理結果 (約定有無、約定価格)
	1.2365	DR・TR の範囲外 DR=5 (1.2360~1.2365) TR=10 (1.2345~1.2355)	注文が拒否され、価格再提示の確認画面が表示される
	1.2360	DR・TR の範囲内 DR=5 (1.2355~1.2360) TR=10 (1.2345~1.2355)	1.2355 で約定する
	1.2355	DR・TR の範囲内 DR=5 (1.2350~1.2355) TR=10 (1.2345~1.2355)	1.2350 で約定する
	1.2350	DR=5 の範囲内	1.2345 (注文価格) で約定する
1.2345	1.2345	レート変動なし	1.2345 (注文価格) で約定する
	1.2340	SPR=5 の範囲内	1.2345 (注文価格) で約定する
	1.2338	SPR・TR の範囲内 SPR=5 (1.2338~1.2343) TR=10 (1.2335~1.2345)	1.2338 で約定する
	1.2335	SPR・TR の範囲内 SPR=5 (1.2335~1.2340) TR=10 (1.2335~1.2345)	1.2335 で約定する
	1.2333	SPR・TR の範囲内 SPR=5 (1.2333~1.2338) TR=10 (1.2335~1.2345)	1.2335 で約定する
	1.2330	SPR・TR の範囲内 SPR=5 (1.2330~1.2335) TR=10 (1.2335~1.2345)	1.2335 で約定する
	1.2325	SPR・TR の範囲外 SPR=5 (1.2325~1.2330) TR=10 (1.2335~1.2345)	注文が拒否され、価格再提示の確認画面が表示される

- II. お客様が指定した価格に、当社がお客様へ提示価格として配信する基本価格が到達した時点で、注文を執行するように依頼し、当社に預けておく注文（お客様が注文価格（トリガー価格）を α として発注し、 α と等しい又は α よりもお客様にとって不利な基本価格が配信された時点で、成行注文を執行するもの）



1	お客様が注文時に画面上で確認した価格・・・A
2	お客様の注文が当社システムに到達した時点で提示価格として配信された基本価格・・・E（E、Fは α よりもお客様にとって有利な価格）
3	実際の約定価格・・・I（Gは、 α と等しい又は α よりもお客様にとって不利な価格）
4	お客様が認識するスリッページ・・・ α とIの差
5	当社が把握するスリッページ・・・ α とIの差

当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、成行注文を執行します。そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

2. 当社の概要は以下のとおりです。

商号: フィリップ証券株式会社

本店所在地: 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

電話番号: (代) 03-3666-2101

沿革: フィリップ証券株式会社の前身は、有価証券関連業(店頭デリバティブ取引を除く)が中心の成瀬証券株式会社と、店頭外国為替証拠金取引業が中心の Phillip Financials 株式会社です。両社は平成 23 年 4 月 1 日に合併いたしました。

設立年月日: 昭和 19 年 4 月

資本金: 9 億 5015 万円 (主要株主: Phillip Brokerage Pte. Ltd. (シンガポール))

加入協会: 日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

登録番号: 関東財務局長(金商) 第 127 号

事業内容: 有価証券等の売買、店頭デリバティブ取引等の金融商品取引業およびそれに付帯する事業

3. 当社の連絡先は以下のとおりです。

【お取引内容に関するご確認等】

マルチプロダクツ部 スマートコール

0120-883-308(フリーダイヤルが利用できない場合は 03-4589-3300)

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部 審査チーム

受付時間 平日 9:00~17:00

受付方法 TEL 03-3666-2326

4. 苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及びお客様は、次の機関をご利用いただけます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電話番号: 0120-64-5005(フリーダイヤル)

URL: <https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所: 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

5. お客様に提示する価格(レート)は、当社がリアルタイムで取得するインターバンクの実勢外国為替レートを基に、市場流動性等の要素を考慮に入れて決定した、価格差のある売りと買いのレートを同時に提示いたします。

6. 当社が提示する価格(レート)には、買値と売値に一定の差(スプレッド)があります。そのために、新規でポジションメイクをしたと同時にスプレッド分の損失が発生する可能性があります。標準スプレッドは取引画面上でご確認いただけます。なお、経済指標発表時や要人発言その他の要因により、値動きが激しくなった場合、及び市場の流動性が低くなった場合には、当社の判断により提示するスプレッドは広がる場合があります。

また、スワップ金利についても同一通貨においてお客様が受取る金額と支払う金額には一定の差(スプレッド)があります。

7. 維持証拠金と可能証拠金

当社で取引を始めるにあたり、初期預入金はミニ口座で 3 万円以上となります。預託証拠金には、保有するポジションを維持するために担保となる証拠金(維持証拠金)と保有するポジションの損失をカバーするための証拠金(可能証拠金)があります。維持証拠金は、新規の取引約定と同時に、預託証拠金から差し引かれます。

約定した新規の取引を保有するため、可能証拠金を取引口座に預託しておく必要があります。可能証拠金は、為替差損益やスワップ金利の加減計算を反映し、常に変動します。

8. 維持証拠金算出方法及び適用スケジュール

①維持証拠金の算出方法

a. 各通貨の週間における最高値を基に 1 万通貨単位当たりの円価での想定元本を算出

b. aで計算された想定元本の 4%相当金額を計算し 1 千円未満の端数を切り上げる

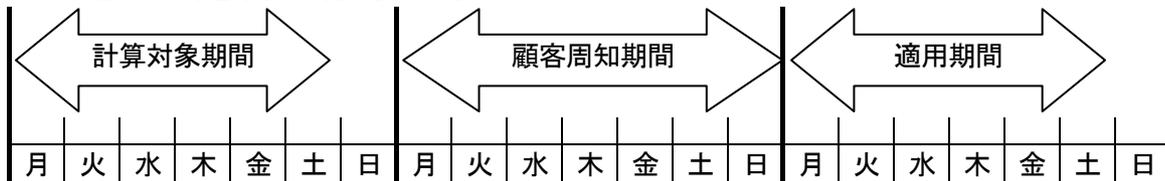
(計算例 1)

EUR/JPYの計算対象期間の最高値が 113.28 円の場合
113.28 円 × 10,000 ユーロ × 4% = 45,312 円 → 46,000 円
(計算例 2)

EUR/USDの計算対象期間の最高値が 1.2320 の場合
EUR/JPYの計算対象期間の最高値を基に計算(EUR/USDの最高値は考慮しない)
113.28 円 × 10,000 ユーロ × 4% = 45,312 円 → 46,000 円

②計算期間及び適用スケジュール(日本時間)

計算期間内の最高値を基に算出された証拠金は、1 週間の周知期間後その翌週月曜日取引開始時より 1 週間適用されます。
また、証拠金は毎週月曜日に更新されます。



9. マージンカット(強制ロスカット)

為替変動により、お客様の保有するポジションに為替差損が生じ、可能証拠金残高がゼロになった時点(マージンカット水準)で、損失の拡大を防ぐため、全ての保有ポジションを成行注文にて決済(マージンカット)する手続きを開始いたします。マージンカット水準は、その取引の手続きを開始する水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約すものではありません。

マージンカットの実行はリアルタイムで行われておりますが、著しい市場環境の変化や為替変動によっては、マージンカットはスリッページの発生で予めせめレートで約定し、その結果、預託証拠金以上の損失を被ることもあります。当社では、預託証拠金との差額の補填及び約定レートの修正等を行っておりません。

また、システム障害等の原因により、予定された通りにマージンカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

マージンカットの原因が天変地異等の当社の責に帰すことがない事由については、免責することがあります。

10. 通常時の維持証拠金の返還

通常の取引(マージンカットが発生しなかった場合の取引)では、維持証拠金は保有ポジションを決済したときに返還されます。

11. マージンカット時の維持証拠金の返還

マージンカット執行時にスリッページが発生した場合は、スリッページ分の金額が維持証拠金から差し引かれて返還されます。また、その状況によっては、預託証拠金以上の損失が発生する可能性があります。万が一、預託証拠金以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、発生した不足額は当社へ速やかにご入金願います。

12. 当社は外国為替相場の急変、市場の混乱、また法改正等の理由により維持証拠金額を変更することがあります。この変更によってお客様の保有するポジションの維持証拠金が不足する場合、当社はお客様が預託した証拠金から不足額を差し引きます。これによりお客様の可能証拠金が不足する場合、お客様は維持証拠金額の変更日までに保有ポジションの決済、または証拠金の追加預託をしていただく必要があります。しかしながら、必要な対応を変更日までにとっていただけない等の理由により可能証拠金が不足する場合、お客様の保有する全ポジションがマージンカット(強制決済)となります。当社では、マージンカット水準に近い保有ポジションをお持ちのお客様に対する連絡を行っておりませんので、予めご注意ください。

13. 当社では、店頭外国為替証拠金取引についてお客様からお預かりする資産の保全を目的として、保全対象金額が日々算出され、その 100%相当額以上が信託口座にて区分管理されます。信託保全の対象は、お客様から預託を受けた現金証拠金から出金申請金額を除き、実現損益、評価損益およびスワップ金利を加算減算した金額(純資産額)から未払い手数料を差し引いた額となります。当社に万一の事態が生じた場合においても、区分管理された資産は社外の受益者代理人(弁護士)を通じてお客様へ返還されます。

14. お客様が当社に預託されている証拠金は、可能証拠金と預り金のどちらか少ない方の金額を上回らない範囲で引出すことができます。証拠金を出金する場合、(1)当社所定の出金依頼書に必要事項をご記入のうえ、FAX、メール、又は郵送で当社に送付するか(2)当社のホームページ上の「出金依頼」画面に必要事項を入力し送信することになります。そして、出金依頼をされた日(15 時まで受付分)から 2 営業日後にお客様名義の金融機関口座にお振り込みいたします。なお、出金の際の、銀行振り込み手数料は当社負担です。

15. 取引報告書の取り扱いについて

当社では、外国為替取引の受託契約に係わる取引詳細は、取引システム上(電子交付による取引報告書及び取引残高報告書)でお客様自身がご確認できることから、書面による取引報告書の郵送をご希望される方のみに、当該報告書を郵送しています。郵送を希望される場合には、取引の約定(新規取引・決済取引それぞれ別に)が発生する毎に1 発送日につき 330 円/税込の事務手数料がかかります。なお、その計算に係る1日はアメリカ東部時間(ニューヨーク時間)の17時を基点とし、上記お取引が発生した場合に証拠金より差し引かれます。ただし、同日中に複数のお取引があっても、同額(1日 330 円/税込)といたします。

16. 当社での店頭外国為替証拠金取引は、お客様が新規の取引を約定された後、米国東部時間 17 時までにはその取引と反対売買を行わなかった場合には、ロールオーバー(決済の繰り延べ)されます。したがって、保有する取引の反対売買の取引を行うまで、そのポジションを継続して保有し続けることになります。

17. お客様は、約定した新規の取引と反対取引を行うことによって、保有ポジションを決済するものとします。かかる決済の後、お客様が支払うべき手数料及び発生スワップ金利を考慮して、お客様に支払われるべき利益は証拠金の一部に加えられ、お客様が支払うべき損失は証拠金から差し引かれます。

18. お客様が、保有ポジションを現金によって決済することを希望する場合、かかる希望を当社に書面にて通知することが必要です。また、当社は、その裁量で、当社がかかる通知を拒絶し、反対取引による差金決済を要求することがあります。当社によって通知が了承された場合、お客様は取引を決済するために必要な金額(発生スワップ金利を加減し、お客様が支払うべき手数料を加算した金額)を当社が了承する旨の通知をした日の翌営業日の午後3時までには預託します。お客様が指定された時間までにかかる金額を預託しなかった場合、お客様が行った通知は無効となります。現金の受渡日については、別途ご連絡することになります。

19. 米国東部時間 17 時までには、お客様から(反対取引による差金決済または現金による決済による)保有ポジションの決済に関する指示が無い場合、当社は、その裁量によって、かかる保有ポジションをロールオーバーすることができます。スワップ金利は、各ロールオーバーに関して、日割計算され、かかる計算はその取引に使用される通貨の組み合わせにおいて発生する一般に認められた金利の差に基づいて行われます。お客様に支払われるべきスワップ金利は証拠金に加算されるものとし、お客様が支払うべきスワップ金利は、これらが発生したとき、または当社の裁量で決定した時点で、証拠金より差し引かれます。このお客様が支払うべきスワップ金利により、お客様に損失が発生する場合があります。

20. 金融商品取引法により、金融商品取引業者は以下の行為が禁止されています。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の前日1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意志の有無を確認することをしないで勧誘する行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意志(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意志を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意志を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

21. 店頭外国為替証拠金取引の開始に係る手続き

- ① 当社の店頭外国為替証拠金取引は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。
- ② 当社から配布されます「店頭外国為替証拠金取引受託契約に関する重要事項説明書」、「店頭外国為替証拠金取引約款」および「店頭外国為替証拠金取引に関するリスク開示及び重要事項説明書」をよくお読みください。
- ③ 上記の説明書および約款をご理解いただき、「口座開設申込書兼確認書」の確認書をご確認の上、取引口座の申込を行ってください。

22. 店頭外国為替証拠金取引の受託に係る手続き

- ① お客様は、当社で取引を行う際には、取引通貨ペア、取引数量、売買の別、指値等をする場合には指定値段、保有ポジションを決済する場合には決済対象ポジションを、当社が提供する取引システム（以下、「本取引システム」という）上で指定するか、当社の外務員に電話で指示するものとします。

なお、当社は、電話注文において、お客様との間で交わされる会話内容の全部又は一部を録音します。お客様が当社に対し注文がなされた場合、当社はその裁量において承諾し、承諾したすべての注文を執行すること、また、当社はいかなる注文についても、

その承諾を拒否する権利を留保していることをご承知おきください。従って、お客様は当社の承認がある場合にのみ、注文の取消変更を行いうること、また、当社は当該注文が執行されていない場合に限り、そのような承諾を与えられることをご承知おきください。

② 注文は以下の条件に従っていただきます。

- (a) 当社は、本取引システムその他の方法で提供する通貨の組み合わせ、金額、各時点の店頭外国為替取引の価格を提示します。当社はその裁量で、また事前の通知を要することなく、市場の混乱、非流動性、異常な価格変動又はその他の市場要因を理由に通貨の組み合わせの全部もしくは一部、または各時点の全部もしくは一部について価格の提示を行うことを中止することができます。お客様に対する価格の提示が、当社によるかかる条件による取引の合意やその申込みとならないことをご承知おきください。
- (b) お客様の取引指示は取引の申込みとされます。かかる申込みに基づいて取消されない限り、当社によって何時でも承諾することができます。当社がかかかる申込みを承諾することによって取引に係わる法的拘束力を有する契約が成立します。
- (c) 注文の仕様は当社によって定められ、適宜修正いたします。当社がかかかる仕様に合致しない注文を承諾する義務を負いませんが、当社の裁量で承諾することもあります。
- (d) 当社は、取引システムを通じ、各取引の受注状況を合理的に通知するように努力をするものとしませんが、かかる通知を提供できなかったり、遅滞したとしても各取引の有効性には影響を与えないものをご承知おきください。

23. 両建取引の保持

本取引システムによる注文及び電話注文では、お客様がすでに行った取引に加え、同一通貨ペアの反対取引を行う場合、お客様が清算の指示をしない限りは、両建取引となります。お客様は両建ポジションを保持する日毎に、当社が算出するスワップ金利差によって、通常、自動的にお客様に損失が生じることとなります。したがって、両建ポジションの保有が長期に及ぶ場合には、損失が膨らむ可能性があります。加えて、スプレッド拡大に伴い損失が膨らむ可能性があります。

24. 個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益(売買による差益及びスワップ金利収益をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対して 0.315%)が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

25. 店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢

当社は、店頭 FX 取引におけるお客様の注文について、次の各号に掲げる注文区分に応じ、当該各号について定める基準に従って執行いたします。

(1) 成行(ストリーミング)注文

イ 当注文は、お客様が発注する時点で画面に表示されている価格を注文価格として行う。

ロ 当注文の執行は、受注した時の配信価格がお客様の注文価格と一致するか、当社が当社配信価格からの乖離に関する許容範囲を設定しているか否か、また、お客様が当該注文価格より有利及び不利な方向に許容範囲を設定しているか否か、などにより決定される。(「お客様からのご注文の執行に係るスリッページ発生について」の 4~6 ページご参照)

(2) 指値注文

イ 当注文は、お客様が注文時に注文価格を指定して行うものとする。

ロ 当注文は、受注時における基本価格に対して、有利な価格が注文価格として指定されたもののみ有効な注文として受注する。

ハ 当注文の売りは指定した注文価格、当注文の買いは指定した注文価格を以って執行するものとする。(週末の終値と週初の始値に大きな乖離が発生した場合、お客様の注文が、取引時間開始と同時に実勢価格から不利な方向に大きく乖離した注文価格で約定し、お客様に損失が発生する可能性もございます。)

ニ 当注文を受け付けた後、当該注文を約定可能な範囲の基本価格が提示価格として配信された時に、指定した注文価格を以って当該注文を約定する。

(3) 逆指値注文

イ 当注文は、お客様が注文時に、成行注文の執行を行うトリガーとなる価格(トリガー価格)を指定して行う。

ロ 当注文は、受注時における基本価格に対して、不利な価格がトリガー価格として指定されたもののみ有効な注文として受注

する。

ハ 当注文の売りは、お客様が指定したトリガー価格以下、買いはトリガー価格以上の基本価格が提示価格として配信された場合、当該時点を以って通常の成行注文を受け付けたのと同様に、成行注文の執行を行うものとする。

注) 上記(1)及び(3)が有効になるには、以下の2つの条件を満たしていることが前提となります。

- ① 値段の連続性が保てている状態にあること。(従って、連続性が保てない週明け等は常に例外扱いとなります。)
- ② 自動約定設定の上限ロット数以下であること。

なお、ロスカット取引は、上記各号の注文に対して、執行中のものを除き、優先します。

25 の 2-A カバー取引と価格配信

① カバー取引に係るリスク

当社は、お客様の注文が確定した場合にその時点の提示レート及びコーポレートリスクを勘案してカバー先を決定し、カバー取引を実行することによってお客様との取引により当社に生じる為替リスクを相殺しています。お客様の注文が約定した後、お客様の注文をネットすることによる自然発生的な相殺(マリー)を除き、すみやかにディーラーがカバー取引を行うこととしており、また未カバーの数量が一定量以上にならないようモニタリングをしております。

② 価格配信の停止

相場の急変による流動性の低下やカバー先の状況に変更が生じたこと等により、お客様の取引を約定するための十分な流動性が確保できない場合又は市場実勢を反映した価格が配信できないと判断した場合、お客様への価格配信を停止します。その間は新規及び決済取引の約定ができないため、既にポジションをお持ちの場合は、その間の相場変動によっては損失が発生・拡大する可能性があり、当該損失がお客様からお預かりした証拠金以上になるおそれもあります。また、当社は、上述のような状況によりカバー取引が行えない場合、お客様との取引により生じる当社の損失が拡大し、それにより当社の財務状況が悪化することでお客様へのサービスの提供ができなくなり、状況によってはお客様のポジションが強制決済されてしまう可能性があります。

③ 価格配信の再開

配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー先から 価格の提示を受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。

④ 価格配信再開時にロスカットが発生するリスク

価格の配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格が価格配信停止前の価格とかい離し、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。価格配信停止前の価格とロスカットでの約定価格とのかい離等により、大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

25 の 2-B 約定の訂正及び取消

お客様の注文の約定は 25(店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢)及び前述 25 の 2-A(価格の配信に係る基準)に基づき執行されます。しかし当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信等により、本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益または損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただき、又は約定の取消しをさせていただくことがあります。その場合は当社からお客様に対して取引画面でのお知らせ、Eメール、電話等によりすみやかにご連絡いたします。

なお「訂正」には、成立したお取引の約定価格を変更することなく、本来あるべき約定価格との差額を調整することを含むものとします。また「取消し」には、成立したお取引を反対売買し、それにより発生する損益額に相当する額を調整することを含むものとします。

ただし、「訂正」又は「取消し」が法令で禁止されている損失補てんに該当する場合は行いません。

26. 本書面をご確認いただき、ご不明点等ございましたら、下記担当部署までご連絡ください。

コンプライアンス部審査チーム TEL 03-3666-2326

27. 店頭外国為替証拠金取引の一般的基礎知識の解説

為替取引:

為替取引は、異なった国の通貨同士を売買(交換)することで「ドル円では1ドルを何円で両替(交換)する! ポンド/ドルでは1ポンドを何ドルで両替する! 」という取引です。また、その反対取引をすることで為替差益を得ることが可能です。為替取引は、元本が保証されていないハイリスクハイリターン金融商品であり、余裕資金で外貨建ての資産運用することが望まれます。ポートフォリ

オの組み込みによる分散投資、外貨資産や貿易決済の為替ヘッジ、各種要因(経済指標当局の発言など)に迅速な判断で積極的に資産運用する取引でもあります。

店頭外国為替証拠金取引:

店頭外国為替証拠金取引は、「証拠金」を預託することで、取引金額相当のキャッシュは伴わずに為替取引の差損益で決済する金融商品です。当社での取引は、インターネット(補完的に電話)を介してお客様と当社が相対で行う取引です。初めて為替取引を始められる方は、約款やパンフレットなどの関係書類を熟読することはもちろんのこと、自身の判断で取引できるように為替取引のメカニズムを習得し、さらにインターネット取引に慣れるために、まず『デモ取引』で仮想取引を体験することが大切です。

取引通貨間のうち金利の高い通貨を買い、保有している間はスワップ金利を日毎受け取るようになります。しかし、反対に金利の低い通貨を保持している場合では日毎スワップ金利を支払うことになり、長期にわたると預託証拠金が目減りすることになります。

ポジション:

新規に「買い」や「売り」取引を行い、「買い持ち」や「売り持ち」する(外貨の持高)ことをポジションといいます。24時間月曜日早朝から土曜日早朝まで、いつでもどこぞと思う好きな時、その時の取引提示レートで為替取引ができます。新規に取引することを「ポジションメイク」といいます。オフィスで見かける、机の引き出しの中に備える菓子に例えると、空の引き出しに菓子を初めて買い置くことを為替取引用語で「ロングのポジションメイク」といい、菓子が増えるばかりのことを「ポジションが膨らむ」といい、その保有する買い待ちを「ロングポジション」といいます。いつの間にか菓子が少なくなっていく様子を「ポジションが減る」といい、すべてが引き出しの中からなくなった状態を「スクウェア」といいます。為替取引では、通貨を売るポジションメイクもでき、その場合の状態を「ショートポジション」といいます。ドル円を売った場合(ドル売り/円買い)では、「ドルのショート/円のロング」ともいいます。

信用・為替リスク:

店頭外国為替証拠金取引は相対取引であるため、取引会社もしくはそのヘッジ先である金融機関に問題が発生した場合には、預入資産および取引保有ポジションが全額戻らない可能性もあります。また、保有する「買い」もしくは「売り」ポジションは、為替の動向が意に反したトレンドに向かった場合に、預託証拠金が減ることも考慮しなくてはなりません。したがって、店頭外国為替証拠金取引には余裕資金での運用が望まれます。けっして老後資金や生活資金などで取引しないことが大切です。

リスク回避:

店頭外国為替証拠金取引は、為替変動により保有するポジションの損失が可能証拠金を下回るときには、マージンカット(ロスカットルール)により損金が確定する場合もあるとの認識も大切です。ポジションメイクと同時に、あらかじめリスク許容範囲内でストップロス注文やリミット注文の設定をすることも、為替取引をする上でのリスク管理として大切です。

取引時間:

欧米では「DaylightSavingTime」(夏時間)を導入しています。米国では、3月の第二日曜日から通常の時間(標準時)より1時間繰り上げます。そして再び11月の第一日曜日には通常の時間へ移行します。日本と米国東部との時差は、標準時では「-14時間」、夏期では「-13時間」です。なお、欧州(英国)との時差は「-9時間」(標準時)、「-8時間」(夏期)です。当社の取引時間も米国に合わせて変更し、標準時適用時は月曜日 7:30AM から土曜日 6:30AM までとなります。また、欧米をはじめとする各国は、元旦とクリスマスは休日となるため、外国為替取引参加者が極端に減少することで、流動性の制約とカウンターパーティの不在により、取引を見合わせます。

為替取引をする上で、米国の主要経済指標発表を注目する時、例えば雇用統計の発表時間はニューヨーク時間 8:30AM ですが、日本では時差により 10:30PM(米国夏時間適用時 9:30PM)になります。同じように、スワップ金利の反映もニューヨーク時間 5:00PM であるために、日本時間 7:00AM(米国夏時間適用時 6:00AM)になります。

スワップ金利:

借り入れ金利と貸し出し金利の差額を交換する金利のことです。

店頭外国為替証拠金取引は、スポット取引とフォワード取引のトムネ(TomorrowNext)取引(受渡日と将来の指定する日に受け渡しする2通貨の「売り」と「買い」を同時に約定する(「買い戻し条件付きの売り」または「売り戻し条件付きの買い」)取引)を組み合わせた為替取引であり、ニューヨーク時間 17時に、保有するポジションをロールオーバー(決済の繰り延べ)するとスワップ金利が発生します。また、週末のスワップ金利は木曜日の早朝に加算されます。

スワップ金利は、SWAP 市場に基づいた取引通貨の金利差分を円価で計算し、逆の場合では、取引通貨間のうち金利の高い通

貨を買い、保有している間はスワップ金利を日毎受け取るようになります。しかし、反対に金利の低い通貨を保持している場合では日毎スワップ金利を支払うことになり、長期にわたると預託証拠金が目減りすることになります。また、金利差が小さい場合に双方で金利が支払いに転じることがあります。

取引システム:

デモ取引を試すことで、お使いの PC でスムーズな為替取引ができるかを確認しておくことも大切です。為替取引は、相場の動きが非常に早く、しかも大きな金額を売買する金融商品です。ストレスを感じないレベル以上の PC をご用意されることをお勧めします。経験上、OS は Windows Vista 以降の PC で、メモリー 2GB 以上を推奨します。

28. 店頭外国為替証拠金取引の専門用語

【相対取引】

店頭取引ともいう。取引所取引の対語。

インターネット取引システムや電話を介して相対で行う取引＝【OTC】

買い手と売り手の 2 者での取引をいう。取引でプライス提示を打診された側は「買値(BID)」と「売値(OFFER)」を同時に提示(2WAY クォート)します。これは、インターバンク市場の取引ルールであり、BID と OFFER のレート差をスプレッドといい、スプレッドが小さいほど良いプライス提示といえます。しかし、提示する金融機関側は、取引リスクを軽減するために、自身のポジション状況やマーケット動向を参考に、どちらか一方へ提示レートをスライスさせるテクニックを駆使した上で提示します。

【アマウント(Amount)】

売買数量(取引数量)のこと。

最低取引単位を取引ユニット(ロット)として 1 万通貨単位(1 万ドル、1 万ユーロ、1 万ポンドなど)で取引する。

【維持証拠金】【Maintenance Margin】

保有するポジションを維持するための担保となる証拠金。通常の取引では、保有ポジションを決済したときに返還されます。マージンカットの際にスリッページが発生した場合は、スリッページ分の金額が差し引かれて返還されます。

維持証拠金は、通貨ごとに当社が算出し、毎週月曜日より 1 週間適用します。

【インターバンク市場(Inter-Bank Market)】

銀行間取引市場のこと。中央銀行、市中銀行、大手証券会社、為替ブローカーにより構成され、参加者は電話や電子機器端末で直接または仲介によって外国為替取引を相対取引で行う。

【FX】【Forex】【Foreign Exchange】

外国為替(外国為替取引)と同意語

【オーダー(Order)】

取引の注文を出すこと。または出している注文のこと。

【オーシーオー注文(OCO Order)】

One Cancels Other Order の略。異なる指値(逆指値)注文を同時に出し、一つが約定したことにより、一方の注文が自動的に取消される注文。

【オーティーシー取引(OTC)】

Over-the-Counter の略。【相対取引】

【オープンポジション(Open Position)】

保有するポジションのこと。

【オファー(Offer)】

インターバンク市場では「売値」と呼び、「売り」指値注文を意味する。2WAY で提示されるプライスのうちレートの大きい方。ドル円で 110.50-55 のとき「55」をいう。ドル円を買いたい場合は 110.55 で「買う」ことになる。反対用語⇒【ビッド(Bid)】

【オフセット(Offset)】

取引の差額を受け渡すことによる相殺決済。損金もしくは益金を埋め合わせる勘定。

【外国為替】【外為】【為替】【為替取引】

異なった国の通貨同士を売買すること。ドル円では 1 ドルを何円で両替(交換)する！ポンド/ドルでは 1 ポンドを何ドルで両替する！という取引。また、その反対取引をすることで為替差益を得ることも可能。

新聞を経済面から読み始めるようになり、政治や国際情勢に目を向け始めるきっかけにもなります。また、為替取引をするうえでは、あらゆるニュースに耳を傾けて為替動向の転機を見極める“勘”も重要です。経済指標などの発表後ではすでにポジションメイクをする上で遅いのかもしれないからです。

【可能証拠金】

保有するポジションの損失をカバーするための証拠金。また、為替損益やスワップ金利が加算減算されるため、可能証拠金は為替動向によって増減する。

【カウンターパーティ(Counterparties)】

取引の相手方のこと。ヘッジ先のこと。

【カレンシー(Currency)】

通貨のこと。

【クレジットライン】

信用(与信)枠。取引先ごとにあらかじめ取引量の上限を設定しておき、信用リスクに備える。

【クロスカレンシー(Cross currency)】

米ドルを含まない通貨の組み合わせ。

【クロス取引(Cross Trade)】

米ドル以外の他通貨取引のこと。「クロス円」といえば円を絡めた取引(EUR/JPY、GBP/JPY、CHF/JPY など)をいう。

【クロスレート(Cross Rate)】

米ドルが介在しない交換レートのこと。ユーロ/円や英ポンド/円など、米国から見て他国の2通貨間の取引レート。

【基軸通貨】

通貨ペアの左に表示される通貨。基軸通貨を「買う」「売る」という。基軸通貨の売買をセカンド通貨(右の表示通貨)で行う。ドル円(USD/JPY)の取引では、『買う』とは「ドルを買って円を売る」ことであり、『売る』とは「ドルを売って円を買う」こと。

【強制決済】

【マージンカット】のこと。

【金融先物取引(Financial Futures Trading)】

通貨や金利変動リスクを回避するために、リスクヘッジする金融先物取引が開発された。東京金融取引所(TFX)が1989年に設立され、金融デリバティブ商品が取引される。

【金融商品取引法】

金融資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、市場機能の確保及び金融資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、2007年9月30日に施行された。

【金融商品販売法】

2001年4月1日に施行された、金融商品の取引に係るトラブルから消費者を保護するため、金融商品販売会社に対して、販売する金融商品のリスクなど重要事項を消費者に説明する義務と勧誘方針を定め、適正な勧誘に努めなければならないと定める法律。

【ケーブル(Cable)】

英国ポンドの俗語。

【裁判外紛争解決制度】

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

【指値注文】

為替レートが特定のレベルに達した後、反転すると予測するとき、あらかじめそのレートで売買注文しておくこと。

【サポート(Support)】

あるレートを超えて相場がそのレベル(水準)より下がりにくいと思われる下値支持線。テクニカル分析用語。反対用語⇒【レジスタンス(Resistance)】

【GTC(Good Till Cancelled Order)】

キャンセルするまで無期限に有効である注文。注文取消をするまで有効である注文システムのこと。

【市場リスク(Market risk)】

為替の取引レートなどの変動により、保有資産に損失が生じる不確実性要因のこと。

【証拠金】

クレジットライン(信用与信枠)の設定に代わる取引保証金。保有するポジションに差損が発生している場合、もしくは決済時(反対売買をした清算時)に発生した損金を清算するために、あらかじめ取引会社に預け入れておく保証金のこと。

【ショートポジション(Short Position)】

為替取引用語で、通貨の売り持ちの状態。「ショート」ともいう。売り残高が買い残高を超過している状態。ドル円で「ドルショート」といえば、ドル売りのポジションを指す。反対用語⇒【ロング(Long)】

【スクウェア(Square)】

ポジションを保有していない状態。買い残高と売り残高が同じ状態。同意語＝「フラット(Flat)」

【ストップロス注文(Stop Loss Order)】

保有するポジションに対して意に反した為替トレンドになったときのために、あらかじめ損失を限定するために出す注文のこと。買い持ちのポジションには「売り」のストップ注文、売り持ちのポジションには「買い」のストップ注文をオープンポジションに設定する。ストップ注文が執行される際、スリッページが発生することもある。

【スパイク(Spike)】

瞬間的に市場レートとはかけ離れた異常なレートを配信すること。

【スプレッド(Spread)】

提示レートのビッドとオファーの差をいう。

【スペキュレーション (Speculation)】【スペキュレイティブ (Speculative)】

投機や思惑の意味。為替動向を利用して利益を得る目的で通貨を売買すること。実需を伴わない投機取引。売買差益を得ることが目的の取引手法。

【スポット (Spot)】

直物為替取引のこと。取引日の 2 営業日後が決済日になる。

【スリッページ (Slippage)】

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいう。通常では、希望注文レートが出合った (取引された) 次のベストレートで執行されるため、マーケット動向が不安定であったり、急落/急騰などの市場状況では、スリッページが大きくなる。

ドル安円高局面における 113.00 の売りのストップ注文 (ロングポジションであるとき) に対して、実際の約定は 112.98 であるケースがある。これは、取引会社のミスや取引システムの不具合によるものではなく、為替取引では「注文レートが出合った (取引があった) 次のベストレートで執行」という市場取引ルールによるものである。

【スワップ金利】

借入れ金利と貸し出し金利の差額を交換する金利のこと。各国の金融政策により、通貨の間には金利差がある。

外国為替証拠金取引は、スポット取引とフォワード取引のトムネ (TomorrowNext) 取引 (受渡日と将来の指定する日に受け渡す 2 通貨の「売り」と「買い」を同時に約定する (「買い戻し条件付きの売り」または「売り戻し条件付きの買い」) 取引) を組み合わせた為替取引であり、ニューヨーク時間 17 時に、保有するポジションをロールオーバー (決済の繰り延べ) するとスワップ金利が発生する。SWAP 市場に基づいた取引通貨の金利差分を円価で計算し、高い金利通貨の保有時はスワップ金利を受け取り、逆の場合ではスワップ金利を支払うことになる。

【スワップ取引 (Swap)】

スワップとは交換を意味し、金利スワップは同じ通貨間の異なる種類の金利を交換、通貨スワップは異種通貨間の異なる種類の金利を交換する取引。金利支払い部分を交換することで、債務の交換を行うことと同じ経済的効果が得られる。

【セトルメント (Settlement)】

決済日 (応答日 ValueDate) で実際に通貨を交換すること。

【ダイレクトディーリング (DD)】

金融機関の間で行う直接取引のこと。金融機関が為替ブローカーや電子ブローキングを介さない取引のこと。

【ダン (Done)】

取引成立のこと。注文が約定したこと。

【チャート】

出合いレートや提示レート、売買高など様々なデータをグラフ化したもの。チャートで為替動向を分析することを「テクニカル分析」という。

【通貨】

まさに「お金」のこと。その通貨の信用力が高いとその国に海外からの資金が流れ、経済活動も活発になります。通貨の信用力とは、「国力」を測るバロメーターでもある。

【TTS (Telegraphic transfer sellingrate の略)】

銀行対顧客の対顧客電信売為替レート。仲値 (TTM) が \$ 1.00 = 110 円の時 TTS は 111 円。\$ 1.00 = 111 円で日本円を米ドルに通貨両替できることを意味する。

【TTB (Telegraphic transfer buyingrate の略)】

銀行対顧客の対顧客電信買為替レート。仲値 (TTM) が \$ 1.00 = 110 円の時 TTB は 109 円。\$ 1.00 = 109 円で米ドルを日本円に通貨両替できることを意味する。

【TTM (Telegraphic transfer middlerate の略)】

対顧客向け決済用基準レートで「仲値」という。各市中銀行は午前 10 時頃のインターバンク市場で取引されるレートを参考に仲値を決定する。

【2 ウェイプライス (Two-Way Price)】

外国為替取引の基本ルールで、プライスの提示を求められたとき、ビッドとオファーを同時に提示すること。取引レートの買値と売値。

【テクニカル分析 (Technical Analysis)】

チャート移動平均線数量分析確率分析など技術的分析。

【デモ取引】

仮想取引。インターネット取引をする上で、システムは各社で仕様が異なるために、取引を始める前には必ず取引システムを試しておくことが必須。

【店頭外国為替証拠金取引】

「証拠金」を預託することで、取引金額相当のキャッシュは伴わずに為替取引の差損益で決済する金融商品。元本は保証されていないハイリスクハイリターン金融商品。余裕資金で外貨建ての資産運用する取引。ポートフォリオの組み込みや分散投資、外貨資産や貿易決済の為替ヘッジ、各種要因 (経済指標当局の発言など) に迅速な判断で積極的に資産運用する取引。

【仲値】

金融機関が、対顧客為替取引の事務処理軽減のため、インターバンク市場の毎日午前 10 時頃の取引レートを基準に公表するレート。金融機関は、営業時間中、実勢レートがそのレートから大きな乖離とならない限り、通常、仲値を基準にして計算された対顧客レートを同日中提示する。

【日銀短観】

日銀短期企業経済観測調査のこと。四半期ごと[3 の倍数月(3 月 6 月 9 月 12 月)]に発表される企業の景況感を示す統計。

【ネットティング(Netting)】

債権債務の差額を計算すること。差額を受け渡すことによる相殺決済。

【ヴァリユーデート(Value Date)】

決済通貨額の受渡し日。決済日のこと。Spot ともいう。スポット取引の受渡日は、取引日の 2 営業日後に行われる。

【ビッグフィギュア(Big Figure)】

取引レートの末尾 2 桁の数字の左を指す呼称。「大台」ともいう。USD/JPY が 110.50-55 の時、110 を指し、通常はそれを省略して 50-55(ごまご)とプライスを提示する。

【ビッド(Bid)】

2WAY で提示されるプライスのうち小さい数字レートのこと。ドル円で 110.50-55 のとき「50」をいう。ドル円を売りたい場合は 110.50 で「売る」ことになる。インターバンク市場では「買値」と呼び、「買い」指値注文を意味する。反対用語⇒【オファー(Offer)】

【ピップ(Pip)】

レートを刻む最小単位。同意語＝【ポイント】

【BOJ(Bank of Japan)】

日本の中央銀行。日本銀行の略称。1882(明治 15)年設立。

【Fed(Federal Reserve Board) (フェッド)】

米国連邦準備理事会のこと。米国の金融政策を決定する FOMC の委員は FF 金利を決めるが、公定歩合(FF 金利に 1%上乗せされたレート)の変更は 10 地区連銀に発議権がある。

【ファンダメンタルズ分析(Fundamental Analysis)】

経済成長デフレやインフレ金融財政など経済要因の基礎的条件(ファンダメンタルズ)に基づく分析。

【フィギュア(Figure)】

提示レートの数字の末尾二桁が「00」をいう。ドル円の取引プライスが 110.00-05 では、英語で“figure/five”(「ちょうどまるご」と提示する。

【フォレックス(Forex)】

外国為替(ForeignExchange)のこと。FX(エフエックス)ともいう。

【ヘッジ】【ヘッジ取引(Hedge)】

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引。

【ポイント】

取引レートの最小変動幅のこと。レートを刻む最小単位。同意語＝【Pip(ピップ)】

【ポートフォリオ(Portfolio)】

資産の形成をする上で、各種の金融資産に分散投資することで、安全性や収益性を考慮した組み合わせ一覧表。

リスクのない金融商品はないため、資産を特定の金融商品だけで運用することは、そのリスクを直接負うこととなります。そこで、そのリスク軽減のためにポートフォリオ運用(分散投資)を行います。最適な運用効果を期待するために、金融商品の分散割合や組み合わせを工夫できる知識が必要です。

【ポジションメイクポジション】

新規に通貨を売買することをポジションメイクといい、その持ち高をポジションといいます。

【マージン(Margin)】

証拠金。保証預託金。

【マージンカット(強制ロスカット)】

為替変動により、保有するポジションに為替差損が生じ、可能証拠金の残高が、ゼロまたはマイナスになった時点で自動的に清算されること。

維持証拠金の残高を維持するため、保有するすべてのポジションは、自動的に強制決済されること。マージンカットを避けるため、為替リスクを許容できるレベルでストップロス注文を設定するか、取引口座へ運用額に見合った証拠金を預け入れておく。

【マイン(Mine)】

為替取引用語で、提示レートで「買った」「買いたい」の意味。

【ユアーズ(Yours)】

為替取引用語で、提示レートで「売った」「売りたい」の意味。

【約定日】

取引が約定した日のこと。

【リミット注文(Limit Order)】

指値注文。提示される仕切値から保有ポジションに対し、有利な特定レートで決済しようとするとき、あらかじめそのレートを入力しておく注文。買

い持ちのポジションに設定するリミット注文は「売り」のリミット注文になる。取引されているレートがその注文レートに達した場合にのみ、約定可能な注文。

【両建】【両建取引】【Hedging(ヘッジング)】

保有するポジションと同じ通貨ペアで、そのポジションとは反対の取引を新たに行い、二つの反対ポジションを同時に保持すること。取引技法の知識とテクニックが必要。

一時的には為替相場の変動リスク等(市場リスク)が軽減されるが、両建ポジションを保有する間はスワップ金利の支払いが毎日発生するなど、長期の保有には向かない。十分な知識と取引技術が必要。

【レジスタンス(Resistance)】

ある一定レベルを超えて為替動向がこれ以上は上がりにくいと見られる上値抵抗線。テクニカル分析用語。反対用語⇒【サポート(下値支持線/Support)】

【Leveraged Forex Trading】

店頭外国為替証拠金取引と同意語

【レバレッジ(Leverage)】

「テコ」の語源を引用。実際の取引金額が預託する証拠金の額に比して大きいことにより損益の比率を大きくする効果がある。想定元本に対するレバレッジの目安は以下の計算式により求めることが出来る。

対象商品の値段×取引単位÷証拠金

(例)ミニ口座、1ドル=100円、維持証拠金 40,000 円のときに 1 ロット取引した場合

100円×1万÷40,000円=25(倍)

【レベル(Level)】

参考レート。同意語=Indication(インディケーション)

【ロールオーバー(Rollover)】

取引の決済日を繰り延べること。

【ロット】

取引単位。取引ユニット。最小取引額。当社のミニ口座の取引単位は、1万通貨単位(1ロット)である。

【ロングポジション(Long Position)】

為替取引用語で、通貨の「買い持ち」のこと。買い残高が売り残高を超過している状態。「ロング」ともいう。ドル円で「ロング」といえば、ドル買いのポジションを指す。反対用語⇒【ショート/Short】

以上

店頭外国為替証拠金取引約款

1. 本契約及び口座

1.1 本店頭外国為替証拠金取引約款に係る契約(以下、「本契約」という。)は、私が貴社の取引口座開設申込書に記入し、署名を行った上、貴社に対して返送し、貴社が契約の締結を承認した時点をもって効力が生じるものとしますが、貴社は口座の開設を行う義務も、口座が開設されなかった場合にその理由を私に説明する義務も負いません。

1.2 口座は円貨建ての店頭外国為替証拠金取引口座とします。したがって、口座における入出金はすべて円貨で行うものとします。貴社は本口座により取引を行うことができますが、その義務を負うものではありません。これらの取引は本契約の条項に基づき円貨で決済されます。

2. 定義

本契約中で使用される場合、以下の用語は文脈上、明らかに他の意味を有するとされない限り以下の意味を有するものとします。

口座とは、貴社により、私のために、本契約に基づき開設された(もしくは開設される)店頭外国為替証拠金取引口座を意味します。

営業日とは取引に関して、ヘッジ先金融機関および取引に関係する通貨の組み合わせのそれぞれが取引されている金融市場における銀行が外国為替取引の営業を行っている日を意味します。

ヘッジ先金融機関とは、私が貴社と行う取引をヘッジするために、貴社が外国為替取引を行う相手方銀行もしくは金融機関を意味します。

貴社とはフィリップ証券株式会社を意味します。

証拠金とは第5条に基づき私が貴社に預託する現金の証拠金で、本契約に従い追加もしくは差引された後のものを意味します。

本取引システムとは、本契約において規定する条件に従い私と貴社が取引を行う電子取引システムで、随時アップグレード、アップデートもしくは代替されるものを意味します。

取引とは、私と貴社の間で行われる店頭外国為替証拠金取引を意味します。

3. リスクの開示

私は、口座の開設にあたり店頭外国為替証拠金取引に関するリスク開示及び重要事項説明書を受領し、熟読し、その内容を理解したことを確認いたします。特に、私は貴社との各取引は自己の計算において本人として行うことを理解しています。

4. パスワード

貴社は、適宜、私が口座に関して注文を行う際に使用するためのパスワードを発行します。私の口座に関し、貴社は私のパスワードを使用してなされた注文、または、貴社の合理的な裁量により決定するその他の方法で認証された注文を承諾することができるものとします。私は、発行された当該パスワードについて一切責任を負うものとし、かかるパスワードを安全に保存するとともに、他に漏洩しないように厳重に管理します。私は、私のパスワードが権限のない者に対して開示されたり、これにより取得されたことが疑われ、もしくは、そのような事実を知ったとき、または、権限のない指示がなされたことが疑われ、もしくはそのような事実を知ったときには直ちに貴社に通知します。

私は貴社に対する上記通知を行った後に発生した場合を含めて、権限を持たない者に対するパスワードの開示や、権限を持たない者によるパスワードの使用及び誤使用に関して全責任を負います。

5. 証拠金

5.1 口座の開設後、私は、口座に保有ポジションがある限り、貴社が適宜私の保有ポジションに関して要求する現金(円貨)を、貴社が適宜指定する口座に預託し、貴社にこれを保持せしめ、また、証拠金に関して第13条に基づく相殺の権利を貴社に認めます。本契約の解約後に、第13条に規定する貴社の権利に従うほかは、貴社は私に証拠金を返還するものとします。

5.2 私は以下について同意します。(i) 貴社は証拠金を(貴社のほかの顧客から受領した証拠金とあわせ)信託会社で信託契約し、貴社の運転資金と混同することはありません。(ii) 貴社の証拠金必要額はヘッジ先金融機関が貴社に対して要求する証拠金額を上回ったり、下回ったりすることがあります。(iii) 貴社の証拠金必要額はいつでも、とりわけ私の取引状況が満足のいくものではない場合、または外国為替市場の変動が激しい場合には、変更される可能性があります。(iv) 貴社は当該変更について私に対する事前の通知を行うために、合理的な努力をしますが、市場の変動が激しい場合、または私に連絡がつかない場合には通知を行えない場合があります。(v) 私は証拠金残額が貴社の要求する証拠金額を下回ることになる場合は、私に対して証拠金を返還する義務を負いません。(vi) 証拠金に対しては利息が払われません。

6. 注文

6.1 貴社に対する店頭外国為替証拠金取引の注文は、本取引システムまたは電話を通じて行われるものとします。なお、私は、電話注文において、貴社との間で交わされる会話内容の全部又は一部を、貴社が録音し、裁判等における証拠として使用することに異存ありません。私は、貴社に対し注文を行った場合、貴社はその裁量において承諾することができ、承諾したすべての注文を執行すること、また、貴社はいかなる注文についても、その承諾を拒否する権利を留保していることを理解しております。従って、私は貴社の承認がある場合にのみ、注文の取消変更を行いうること、また、貴社は通常注文が執行されていない場合に限り、そのような承認を与えることを了承します。

6.2 注文は以下の条件に従います。

(a) 貴社は本取引システムその他の方法で提供する通貨の組み合わせ、金額、各時点の外国為替取引の価格を提示します。貴社はその裁量で、また事前の通知を要することなく、市場の混乱、非流動性、異常な価格変動又はその他の市場要因を理由に通貨の組み合わせの全部もしくは一部、または各時点の全部もしくは一部について価格の提示を行うことを中止することができます。私は私に対する価格の提示が、貴社によるかかる条件による取引の合意やその申込みとならないことを理解します。

(b) 私の取引指示は取引の申込みとされます。かかる申込みが第6条1項に基づいて取消されない限り、貴社によって何時でも承諾することができます。貴社がかかる申込みを承諾することによって取引に係わる法的拘束力を有する契約が成立します。

(c) 注文の仕様は貴社によって定められており、適宜修正されます。貴社はかかる仕様に合致しない注文を承諾する義務を負いませんが、貴社の裁量で承諾することもあります。

(d) 貴社は貴社の本取引システムを通じ、各取引の受注状況を合理的に通知するように努力をするものとしますが、かかる通知を提供できなかつたり、遅滞したとしても各取引の有効性には影響を与えないものとします。

7. 手数料

私は本契約に基づき貴社が提供するサービスから発生するあらゆる種類の手数料(取引執行手数料、口座明細発行手数料、休眠口座手数料、注文取消手数料、口座移動料その他一切の手数料を含むがこれに限定されない)を支払います。貴社は通知なくして、手数料を変更することができます。私はかかる手数料をその発生の時点、もしくは貴社の裁量で決定した時点で支払うものとし、また、私は貴社が証拠金から手数料を差し引くことを了承します。

8. 反対取引による差金決済

第9条及び第10条に規定するほかは、私は同等の反対取引を行うことによって、保有ポジションを決済するものとします。かかる決済の後、私が支払うべき手数料及び発生スワップ金利を考慮して、私に支払われるべき利益は証拠金の一部に加えられ、私が支払うべき損失は証拠金から差し引かれるものとします。

9. 現金による決済

私が保有ポジションを現金によって決済することを希望する場合、かかる希望を貴社に書面にて通知するものとします。私は、貴社はその裁量で、貴社がかかる通知を拒絶し、第8条に基づく反対取引による差金決済を要求することがあることを理解しています。貴社によって通知が了承された場合、私は取引を決済するために必要な金額(発生スワップ金利を加減し、私が支払うべき手数料を加算した金額)を貴社より了承する旨の通知を受けた日の翌営業日の午後3時まで預託します。私が指定された時間までにかかる金額を預託しなかった場合、私が行った通知は自動的に無効となります。現金の受渡日については、貴社の裁量により決定されることに同意します。

10. 取引のロールオーバー

決済日の一営業日前の東京時間正午までに、私から(反対取引による差金決済または現金による決済)保有ポジションの決済に関する指示がない場合、貴社は、その裁量によって、かかる保有ポジションをロールオーバーすることができます。スワップ金利は、各ロールオーバーに関して、日割計算され、かかる計算はその取引に使用される通貨の組合わせにおいて発生する一般に認められた金利の差に基づいて行われるものとします。私に支払われるべきスワップ金利は証拠金に加算されるものとし、私が支払うべきスワップ金利は、これらが発生したとき、または貴社の裁量で決定した時点で、証拠金より差し引かれるものとします。

11. 表明と保証

私は貴社に対し、以下の表明及び保証を行うとともに、かかる表明及び保証は、私が取引を行う都度、その時点で状況に照らして反復されたものとみなされることに同意します。

(a) 私が申込書に記載した情報、及びその後提出する情報はすべての事項に関して真実かつ正確なものであること。

(b) 私が本契約の署名交付、各取引及びこれらに関する私の義務の履行について正当な権限を有し、かかる署名、交付及び履行に関する権限の付与について必要なすべての行為を行ったこと。

(c) 私が自己の計算において、本契約を締結し、各取引を実行すること。

(d) 取引について、私を代理する者(第17条に定義する取引代理人を含む)および、(法人の場合)私を代表して本契約に署名する者は、私のためにかかる行為を行う正当な権限を付与されていること。

(e) 私が、本契約及び取引の開始または決済に関して必要とされる政府の承認をすべて取得しており、かかる承認は現に有効であること

(f) 本契約及びこれに基づく全ての債務は、その条件に従って私を拘束する有効なものであること、ならびに、本契約の署名、交付及び履行ならびに各取引は、私もしくは私が居住する地域に適用される法令に違反せず、または、私を拘束し、もしくは私の資産に影響を受ける契約上の制限に違反しないこと。

12. 期限の利益喪失事由および終了事由

12.1 以下の事由のいずれかが発生した場合には、私に関する期限の利益喪失事由となります。

(a) 私がノ私について

(i) 債務超過、支払不能となり、または、期限の到来した債務を支払うことを怠り、もしくは一般的にその能力がないことを書面で認め、または、債権者に対し、期限の到来した債務の一般的継続的な支払能力がないことを明示黙示に表明し、または、私について、かかる表明がなされたものとみなされる状態が発生した場合

(ii) 債権者のために資産の包括的譲渡または私的整理がなされた場合

(iii) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始またはその他日本の破産法、民事再生法、会社更生法その他債権者の権利に影響を及ぼすその他の類似の法律に基づく保護または倒産手続を申し立て、もしくは、その申し立てを受けた場合、または、私について解散もしくは清算の申し立てがなされた場合

(iv) 解散、公的管理または清算の決議がなされた場合

(v) 資産の全部もしくは大部分について、管理人、仮清算人、保全管理人、管財人、財産管理人その他類似の者の選任が申し立てられ、または、かかる選任がなされた場合

(vi) 担保権者が資産の全部もしくは大部分を占有し、または資産の全部もしくは実質的に全部に対する強制執行、差押、強制管理もしくはその他の法的手続が行われた場合

(vii) 日本の手形交換所に属する銀行及び金融機関との取引停止処分を受けた場合

(viii) 本契約に基づく私の権利またはその他の私の資産に関し、仮差押、保全差押、もしくは差押の命令を受け、またはその通知がなされた場合

(ix) 何れかの適用法令の下において上記(i)ないし(vi)所定の事由と同様の効果を有する事由が生じた場合

(b) 私が、本契約の条項に関し重大な違反をし、または期日が到来し、もしくは直ちに支払うべき本契約上の債務の支払いを怠った場合

(c) 住所変更の不通知も含め、私の責任によって、私の住所が貴社に不明となった場合

(d) 私が預託した証拠金が為替差損金額を下回った場合

(e) 私がなした、または反復したとみなされる表明または保証に誤りがあったり、不正確であった場合

(f) 私が本契約に基づく私の義務を否認し、または、本契約上の私の義務の履行もしくは貴社の権利の行使が違法となり、または、本契約の条件に従い本契約が無効となった場合

(g) 貴社が、その完全な裁量によって、私の業務、資産、財務状態に重要な悪化が生じ、またはその恐れがあると判断した場合

(h) 私が死亡し、または精神的肉体的障害によって口座の管理が非常に困難となるか、不可能となった場合

12.2 期限の利益喪失事由が発生した場合、貴社は、私に事前の通知を行うことなく、貴社が単独の裁量によって定める日時において、第 12 条 3 項に基づき私が保有するポジションを終了させることができます。但し、かかる終了は、私について第 12 条 1 項(a)(ii)、(iv)、(v)、(vii)、(viii)に規定する期限の利益喪失事由、もしくはこれに類する同条項(ix)に規定する期限の利益喪失事由については、(第 12 条 3 項(b)の規定に従い)直ちに行われるものとし、第 12 条 1 項(a)(iii)に規定する期限の利益喪失事由、もしくはこれに類する同条項(ix)に規定する期限の利益喪失事由については、関連する手続の開始、もしくは関連する申し立ての直前になされるものとし、私は、貴社が私に有利な方法もしくは時期において、かかる取引を終了させる義務を負わないことを了承します。

12.3 貴社がある取引(「原取引」)を終了させる場合、
貴社は:

(a) 原取引と同等かつ反対の取引(以下、「反対取引」という)を原取引を終了させる目的で私と行うか、または

(b) 原取引を解約することができます。

その後、貴社は、かかる取引の終了にかかわる決済金額を計算し、証拠金に決済金額を加算もしくは減算するものとし、もし、証拠金が決済金額を控除するに足りない場合には、かかる決済金額もしくは差額は、貸越とされるものとし、私は、貸越となった金額を直ちに支払います。

本条で取引を終了させる場合の決済金額は、貴社のすべての費用、損失、場合により利益を意味するものとし、適当な場合には、貴社の得べかりし利益、資金調達コスト、もしくは原取引もしくは原取引を含む一連の取引に関して、ヘッジもしくは関連する取引ポジションの解約、清算、履行もしくは再設定から生ずる費用、損失もしくは場合により利益の円貨相当額を意味します。

貴社が第 12 条 3 項(a)に規定する反対取引を行う場合、これに関する一方の当事者から他方の当事者に対する決済金額の支払を除き、反対取引及び関連する原取引に基づく私と貴社の債務は自動的にかつ直ちに終了することを、念のため私は確認します。

13. 相殺

私が本契約上、貴社に対し負担すべき債務の一部または全部を履行しなかった場合、貴社は、私が貴社に対して負担する債務(第 8 条及び第 12 条 3 項に基づく取引の終了後に発生する、私が支払うべき決済金額を含むが、これに限らない)と、私が貴社に対して有する債権(貴社が私に返還すべき証拠金を含む)を、かかる債権債務の満期や期限の到来にかかわらず、いつでも相殺することができます。私の貴社に対する債権額が、私が貴社に対して負担する債務額を下回った場合は、貴社が債務の充当順位を決定する権限を有するものと

します。なお、貴社は証拠金について適用される法令に基づくすべての権利の行使および救済を求めることができます。

14. 遅延損害金の支払い

私が本契約に基づく支払い(第 8 条及び第 12 条 3 項に基づく決済金の支払を含む)の一部についても遅延もしくは怠った場合は、私はかかる支払期日の翌日から、支払が完了する日までの期間について支払額に対し年率 14.6%の遅延損害金を支払います。

15. 自らの責任による判断

15.1 私が行う取引の判断及び取引が私にとって適切であるかどうかの判断は私が独自に行うものとします。貴社は私に対して、アドバイザーもしくは受任者となるものではありません。貴社は私に対して忠実義務を負うものではなく、貴社は弁護士費用を含む、負債、債務、損害、費用等、一切責任を負いません。

15.2 私は、(i)貴社が、貴社または貴社の従業員、役員、取締役、関係会社、共同経営者、株主、代表者その他貴社内の方が私に提供した情報に関し、その正確さや完全性について、何らの表明、保証、担保をしたり、責任を負うものではなく、(ii)かかる情報が、信頼できると信じられる情報源から入手したとしても、その者の個人的意見に過ぎない可能性があり、また、かかる情報は不完全であったり、確認されていないことがあることを理解します。

16. 免責事項

貴社は、次の各号から生ずる事象、行為、不作為から、直接又は間接的に生じる請求権、損失、損害、費用(弁護士費用を含む)について、一切免責されるものとします。

(a) 暴動、戦争、反乱、国際的介入、政府行動(為替管理、没収、国有化、平価切下げ等を含むがこれに限らない)、天災地変、市況、政変、通貨価値又は通貨市場の著しい変化その他の不可抗力事由

(b) 上記(a)に記載した事由により生じた証拠金の損失もしくは貴社の注文の執行不能

(c) 外国為替市場の閉鎖、または同市場の規制の変化により、貴社の注文の受注もしくは執行不能

(d) 私が提出した署名及び印鑑を貴社が照合したにも拘らず発生した、文書又は印鑑の偽造又は変造等による事故

(e) 口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用

(f) 原因のいかににかかわらず、私、貴社又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピュータシステム(本取引システムを含む)の故障、誤作動又は悪用

17. 第三者代理

(1) 私が、貴社の役員、関連会社、株主、代理人その他の者または第三者(以下、「取引代理人」という)に対し、私の口座に関する取引権限を付与する場合には、その者の裁量権の有無に拘らず、私は貴社に対してかかる取引権限を書面にて通知するものとします。貴社は私の当該取引代理人の選任に関して、検討もしくは、これに関し何らかの勧告を行う責任を負いません。私は、貴社は、取引代理人に関し、いかなる表明および保証も行わないこと、当該取引代理人の行為によって生じた損失について責任を負わないこと、ならびに黙示またはその他の態様によって、取引代理人の取引方法について承認するものではないことを了承します。私は、私の口座に係る権利を行使

する権限を取引代理人に付与する場合は、自らのリスクでこれを行うことを理解します。

(2) 取引権限は、本契約の条件にもとづき、その終了が、貴社に対して書面で通知されるまで、有効とします。かかる終了は、それ以前に開始された取引から生じた責任にいかなる影響も与えないものとします。

18. 通知

(1) 本契約に基づく通知連絡は、書面によるものとし、手交、料金前納済み郵便、ファックス、電子メールその他の電子的通信方法(本取引システムを含む)により行われるものとし、(本取引システムを通して通知される連絡以外の場合は)、私の申込書に記載した住所もしくは連絡先または当該目的のために私が貴社に事前に書面にて通知した住所もしくは連絡先で私宛に行われるものとします。手交された通知連絡は受渡しのときに受領されたものとみなされ、郵便による通知連絡は、投函から国内郵便では2営業日目、国際郵便では5営業日目に到達したとみなされ、ファックス、電子メールその他の電子的通信手段(本取引システムを含む)による通知連絡は、送信した日に受領されたものとみなされます。ただし、必要証拠金変更の通知は、電話でなされることがあります。

(2) 私は貴社から送付された明細、確認および通知を確認するものとします。私が受領から5営業日以内に書面で異議を申し立てない限り、当該明細、確認、通知は、明白あるいは事務的な誤りを除き、最終のものとして私を拘束するものとします。私が異議を申し立てる場合、不正確を申し立てる事項について十分な証拠を示すものとします。

19. 雑則

(1) 私は、証拠金として預託した金銭にいかなる利息や対価も発生しないことに同意します。

(2) 私は、貴社が独自の裁量において、私の口座に関し、貴社の私に対する債務を担保する目的で貴社の資産の全部または一部に担保権を設定するにあたり、貴社は、担保権設定のため貴社の独自の裁量で合意した条件に基づいて代理人を任命をすることがあり、貴社によるかかる任命のために、私は貴社を私の単独かつ独占的代理人として任命し、これを変更しません。私はかかる担保権の設定に関して、他の者を代理人として任命しません。

私は本契約において、貴社が指名する担保設定のための代理人は、貴社の子会社もしくは関連会社、または担保設定のための代理人として貴社が設立した特別目的会社である場合があること、また、貴社及び貴社が私のために任命する担保設定のための代理人は、いかなる者の信託受託者もしくは忠実義務者とはならないこと、また、設定された担保が貴社の他の顧客に対する債務も担保することがあることを了承します。貴社は代理人の地位において、重過失もしくは故意から直接起因するものでない限り、いかなる作為不作為に関しても責めを負わず、また、貴社が任命した担保設定のための代理人の作為不作為に関しても同様とします。

(3) 私は、貴社の事前の書面による承諾を受けない限り、本口座もしくは取引に関する債権を含め、本契約上貴社に対して有する権利もしくは債権を、第三者に譲渡買入れまたはその他一切の処分をしません。

(4) 貴社は、本契約に基づき貴社が私から取得した個人情報(私の連絡先を含む)を、秘密情報として取扱い、第三者に対し、売却、ライ

センスの付与、貸与、共有その他の方法により開示してはならないものとします。ただし、法令、訴訟手続、裁判所による命令、政府機関、捜査当局等、監督官庁により要請された場合には、貴社は、私の個人情報、並びに取引及び口座に関する情報を報告できるものとします。貴社が必要とする場合、私は当該報告を正確なものにするため、貴社の指示に従い協力するものとします。

(5) 私は、貴社が本契約の条項に基づき、または貴社が選択するその他の方法(新聞公告、または貴社のホームページに変更を掲示する等)により通知することにより、本契約の条件を貴社の任意に、いつでも変更することができることに同意します。当該通知された変更は、私に通知された日の7日後から私を拘束するものとします。私が当該変更の発効日までに第20条の規定に基づき口座を解約しない場合、私は通知された変更について同意したとみなされることを了承します。

(6) いかなる状況(私に対する判決の場合を含む)および理由によっても、私が貴社に支払うべき金銭もしくは債務に関して、本契約上支払いが行われるべき通貨(「契約通貨」)以外の通貨(「支払通貨」)により、貴社に支払がなされ、または貴社がこれを受領した場合には、貴社が支払通貨の合計により購入できる契約通貨の金額の限度においてのみ、私に対する債務の履行となるものとします。貴社がそのように購入できる契約通貨の金額が、本契約に基づき貴社に支払われるべき金額に達しない場合、私は請求があり次第、貴社が補償が必要と認定した契約通貨の額を貴社に支払うことにより、その不足から生じた損失や損害について、貴社に対して補償するものとします。

(7) 私は、本契約に基づき口座開設を申し込む際、また貴社と取引の注文を行う際、取引内容を確認する際、証拠金の入出金手続きを行う際、届出事項の変更届出の際、本契約の解約の際等で、貴社が「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預貯金口座等の不正な利用の防止に関する法律」および同法施行令施行規則の規定に従い、本人確認を行うために、貴社の指示に従い協力するものとします。

20. 解約

(1) 本契約は、解約されるまで効力を有するものとします。私に未決済の取引がなく、かつ貴社に対する債務がない場合には、私はいつでも本契約を解約することができ、また貴社は、私に対し、書面による解約通知により、いつでも本契約を解約できるものとします。ただし、当該解約はすでに行った取引に影響を及ぼさず、また、本契約に定める両当事者の義務を免責させるものではなく、また、口座の貸越から生じる私の債務を免責させるものではありません。

(2) 以下の事由に該当するときは、私は、貴社が本契約を解約することを理解します。

(a) 私が口座開設申込時にした、反社会的勢力でない旨の確約が虚偽であると認められ、貴社が解約を申し出たとき

(b) 私が反社会的勢力に該当すると認められ、貴社が解約を申し出たとき

(c) 私が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、貴社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

21. 損害賠償額についての制限

貴社は、私に対して、貴社の責めに帰すべき事由に基づく行為の結果として直接私が被った損害に限り、損害賠償責任を負うものとします。私の得べかりし利益については、貴社は一切責任を負わないものとします。

22. 準拠法及び合意管轄

本契約は、日本法に準拠します。私は、本契約から生じる紛争の解決は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすること、また

本契約に関する裁判所の判決や命令は、最終のものとして私を拘束し、他の国の裁判所においても、私に対する執行力を有するものであることに同意します。

当社は、金融商品取引法が定める金融商品取引業者として同法の適用を受けます。また、当社は、金融商品の販売等に関する法律が定める金融商品販売業者等として同法の適用を受けます。本説明書は、金融商品取引法及び金融商品の販売等に関する法律の規定に基づき、お客様に店頭外国為替証拠金取引及び外国為替オプション取引に関連するリスク、及びその他の重要事項についての情報を提供するものです。ただし、本説明書によって、店頭外国為替証拠金取引に係るリスク及び重要事項の全てを開示するものではありませんので、この点をご留意ください。

本説明書で説明するリスク及びその他の重要事項の観点から、お客様が行おうとする店頭外国為替証拠金取引の性質（及び契約関係）、ならびにリスクの内容を熟読し理解したうえで、店頭外国為替証拠金取引を行っていただきますようお願いいたします。店頭外国為替証拠金取引を行うことが、お客様にとって適切かどうかの判断に懸念がある場合、適切な専門家にご相談ください。

1. 店頭外国為替証拠金取引には、高いリスクがあります

店頭外国為替証拠金取引は、必ずしもすべてのお客様にふさわしい金融商品ではありません。特に退職金等の老後設計に関わる資金の運用には、適していません。外国為替取引には投機的性質があり、(1)必要な経験を有し、経済的、法律的及びその他のリスクを理解して、そのリスクを負う意思があり、かつ(2)お客様が店頭外国為替証拠金取引契約に関し預託した証拠金を超える額の損失、及び外国為替オプション取引に関し支払ったオプションプレミアム全てについて損失を負うことが経済的に可能である方のみ適しています。お客様の経験、目的、財産その他の状況と照らし合わせ、外国為替取引が適切であるかどうかを慎重にご判断いただきますようお願いいたします。

2. 市場リスク—為替相場と金利

為替相場及び金利の変動により、元本を大きく割り込み、損失をこうむる場合があります。すなわち、店頭外国為替証拠金取引の場合には、お客様が売買した通貨の為替相場又は金利の変動により、その購入した通貨の元本価値が低下する可能性があります。外国為替オプション取引の場合には、その外国為替オプション取引契約に基づき売買する権利の対象通貨、又は行使価格を表示する通貨の為替相場又は金利の変動により、外国為替オプションを購入するために支払ったプレミアムの額を取り戻すことができない可能性があります。

日本円以外の外国為替取引の場合においての日本円に換算された利益と損失は、円とその取引した通貨との為替レートの変動による影響を受けます。

3. 外国通貨を発行する国についての信用リスク

お客様が売買した通貨を発行する国の信用格付けや経済情勢の変化により、多大な損失を被る可能性があります。外国為替相場は、政府による様々な行為、すなわち外国為替市場への介入、公定歩合の変更、現在の通貨に代わる新通貨の発行、通貨交換の制限、通貨の交換レートの変更や固定、外国為替市場の閉鎖等の影響を受けます。

4. 外国為替取引の決済に関する制限

差金決済ではなく、現物の受渡しにより外国為替取引を決済したい場合、決済日前の営業日の東京時間の正午までに当社までお知らせいただかなくてはなりません。いかなる場合も、現物の受渡しによる決済は、当社の独自の裁量に基づきます。さらに、当社は契約の決済日前の営業日の東京時間の正午までに、当社がお客様からポジションについて決済の指示を受けなかった場合、当社は独自の判断により、お客様に通知することなくポジションを差金決済の方法により終了するか、又はロールオーバーする場合があります。

5. 店頭外国為替証拠金取引におけるレバレッジ効果のリスク

店頭外国為替証拠金取引には、より高いリスクを伴うことをご承知ください。証拠金の額は購入する通貨の元本に比べてかなり少額ですみます。比較的小さな為替相場の動きでも、利益と損失に莫大な影響を及ぼします。これはお客様に有利に働く場合もありますが、不利に働く場合もあります。お客様は証拠金の全額を失う可能性もあります。市場がお客様のポジションに反した動きをして、お客様の証拠金が取引口座でポジションを維持するために要求される額を下回った場合には、当社は通知を要せず未決済の外国為替取引を解消する権利を持ち、お客様は証拠金の全てを失う可能性があり、またその他に証拠金を上回る額の損失につき責任を負う可能性もあります。

お客様が保有する取引通貨に差損が発生して、その差損額が証拠金の額を上回ることになった場合、マージンカット（ロスカットルール）によって、強制決済されます。この場合、証拠金を上回る金額の損失が発生する可能性があります。そのため、お客様のポジションが清算されその結果損失を被ることを避けるために、お客様は証拠金の残高を定期的に確認する必要があります。また、当社はお客様の証拠金額の決定について広範な裁量権を有することをご承知ください。

6. インターバンク市場における価格であることを保証しません

当社は、お客様と当社の外国為替取引の締結、お客様のポジションの評価、必要とされる証拠金の決定に使われる価格を提示します。その価格は銀行その他の参加者に利用可能なインターバンク市場での価格と合理的に関連すると当社が考えるものですが、当社が提示する価格は、インターバンク市場における価格とは異なる可能性があります。

7. 当社は利益保証しません

外国為替取引では、利益保証や、損失がないことに対する保証はありません。お客様は、当社及び当社の役職員、関連会社、株主、代理人その他当社の者からそのような保証を受けることはありません。

8. ポジションを解消することができない可能性があります

市場その他の状況により、取引の流動性が減少し、お客様が指定した為替の水準でポジションを差金決済の方法により終了することができない可能性があります。当社はその責任を負いません。損失を一定額に限定することを意図して行う注文(例:ストップロス注文やストップリミット注文)を行った場合においても、市場の状況により当該注文を執行して、ポジションを清算/決済することが困難であるか不可能であるために、これらが有効にできない場合があります。

9. スワップ金利が発生します

保有ポジションを決済せずに翌日に持ち越した場合、取引した通貨間の金利差により、お客様はポジションを保有する日毎に、利益を得るか、または損失を被ることになります。当該利益又は損失は、当社独自レートに基づきスワップ金利として算出されます。お客様が購入した通貨の金利と比較して、売却した通貨の金利が高いか低いかにより、日毎にスワップ金利をお支払いになるか、又はお受け取りになるかが決まります。一般的に、お客様が売った通貨の金利が高い場合には、お客様にスワップ金利をお支払いいただくこととなります。その逆に、お客様が売却した通貨の金利が低い場合には、お客様がスワップ金利を受取ることとなります。また通貨間の金利差が小さい場合、双方で支払いとなる場合もあります。金利差が大きい場合、ポジションの保有が長期に及ぶ場合にも、損失が膨らむ可能性があります。なおポジションを維持している間に金利動向の変動により、受け取りから支払いに転じる場合もございます。

10. 両建取引の保持

当社の取引システム及び電話注文では、お客様がすでに行った取引に加え、同一通貨ペアの反対取引を行う場合、お客様が清算の指示をしない限りは、両建取引となります。お客様は両建ポジションを保持する日毎に、当社が算出するスワップ金利差によって、通常、自動的にお客様に損失が生じることになります。したがって、両建ポジションの保有が長期に及ぶ場合には、損失が膨らむ可能性があります。また、外国為替相場の急変時等によるスプレッドの拡大によっても損失が膨らむ可能性があります。

11. 電話による注文と取引執行

ミニ口座をお申込のお客様により、当社のスマートコールを通して執行される電話による注文は、当社の職員が「成立しました」あるいは「執行されました」等と言った時点で完了します。その時点で、お客様は売買したこととなります。当社のスマートコールを通して注文を出すことにより、お客様は即時執行の性格によるリスクにさらされることとなります。

12. 取引代理人

お客様が取引代理人に対して、お客様の口座に関する権利を行使する権限を与えた場合、お客様がそのリスクを負うこととなります。さらにお客様は日々の口座の状況をこまめに精査する必要があります。当社は取引システム上でお客様の口座情報を提供しますので、お客様は口座情報を注意深く確認して下さい。口座の状況に関し、何かご質問がありましたら、当社に直ちにお知らせください。

当社は、取引権限の終了に関しお客様より通知をいただいたときのみ、これに応じた措置を行います。したがって、もしお客様が取引権限を終了させようとするときは、書面をもって当社宛に通知を行い、当社がそれを受理した後に有効となる旨をご留意ください。

13. エラー報告

お客様は、指定された期間内に、確認書又は明細書を確認し、誤りがあればこれを報告しなくてはなりません。期間内に誤りや遺漏を当社に通知しなかった場合、当該確認書又は説明書の内容にお客様は従わなければなりません。

14. 電子取引とワンクリック取引

当社の取引システムは、立会いの売買市場と異なるだけでなく、他社の電子取引システムとも異なっています。当社の取引システムでは、取引を行う場合、ハードウェアやソフトウェアの故障等システムに係るリスクはお客様が負うこととなります。システム障害の結果、お客様の注文がお客様の指示通りに執行されない、あるいは、全く執行されない可能性があります。

当社の自動注文エントリーシステムでは、お客様が元本を入力し、「売り」または「買い」をクリックした瞬間、注文が即時に送信さ

れます。送信の前に、もう一度確認することはできず、またいったんなされた市場注文は取り消すこともできません。これは他社の取引システムとは異なるかもしれません。当社のオンライン取引を始める前に、注文入力のプロセスに慣れるために、デモ版取引システムを試行されますようお願いいたします。

15. スプレッドがあります

当社が提示する価格(レート)には、買値と売値に一定の差(スプレッド)があります。そのために、新規でポジションメイクをしたと同時にスプレッド分の損失が発生する可能性があります。標準スプレッドは取引画面上でご確認いただけます。なお、経済指標発表時や要人発言その他の要因により、市場の流動性が低くなった場合には、当社の判断により提示するスプレッドは広がる場合があります。

また、スワップ金利についても同一通貨においてお客様が受取る金額と支払う金額には一定の差(スプレッド)があります。